

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に公布され、この法律に基づき、健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告し、公表することとなりました。

南大隅町の令和 7 年度財政健全化判断比率・資金不足比率について、下記のとおり公表します。

1. 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	9.4 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率、連結赤字比率及び将来負担費率がないため、「—」と表示しています。

※ 国の定める早期健全化基準を括弧内に記載しています。

2. 資金不足比率について

(単位：％)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

※ 国の定める経営健全化基準は 20% です。

南大隅町の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の定める基準内にはありますが、今後とも行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

用語の解説

1. 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(標準財政規模＝標準税収入等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額)

2. 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

5. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

6. 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。